

# 一般社団法人 ある 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人あると称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

### (目的)

第3条 当法人は、子ども、若者、及び障がい者等、支援が必要な人が地域で自分らしく暮らしていくための、自立支援及び生活就労支援を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 児童自立生活援助事業
2. 社会的養護自立支援事業
3. 妊娠出産者支援事業
4. 有料職業紹介事業
5. 性教育事業
6. 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業
7. 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

### (公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社 員

### (入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

### (経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

### (退社)

第7条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1ヶ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退社したとき
- (2)死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3)1年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき
- (5)総社員の同意があったとき

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき等正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

### 第3章 社員総会

(開催)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

一 理事 3名以上

二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の制限)

第18条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係にあるものの理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三等親以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
6. 前3号に掲げる者と生計を共にするこれらの者の配偶者又は三等親以内の親族

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事、又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(代表理事)

第20条 当法人は、代表理事1名を置き、社員総会の決議で定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(報酬等)

第22条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 基 金

(基金の拠出)

第23条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第24条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第25条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第26条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第28条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所並びに従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第29条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第30条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)した時に残存する財産はこれを沖縄県に帰属する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年7月31日までとする。

(設立時の役員)

第34条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 本村 真

設立時理事 島袋 春美

設立時理事 富名腰 義裕

設立時理事 菊谷 愛子

設立時理事 真喜志 陽子

設立時理事 安里 千恵子

設立時代表理事 棚原 喜美枝

設立時監事 安里 拡

(設立時社員の氏名及び住所)

第35条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

沖縄県浦添市当山2丁目5番6号 ウエストヴィラ21 301号

設立時社員 棚原 喜美枝

沖縄県宜野湾市志真志4丁目24番7—503号 沖縄キリスト教センター

設立時社員 菊谷 愛子

沖縄県那覇市首里石嶺町2丁目160番地1 さわやかハイム301

設立時社員 真喜志 陽子

沖縄県宜野湾市志真志4丁目3番 10号

設立時社員 安里 千恵子

(法令の準拠)

第36条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人ある設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年11月1日

設立時社員 棚原 喜美枝 印

設立時社員 菊谷 愛子 印

設立時社員 真喜志 陽子 印

設立時社員 安里 千恵子 印

2020年(令和2年)12月28日 登記

2023年(令和5年)11月1日 第2条「主たる法人事務所所在地を那覇市」へ変更をする。第27条事業年度を変更する。